

群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門規程

平成17. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成19. 4. 1

平成25. 4. 1 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学総合情報メディアセンター規則第3条第2項の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門（以下「図書館部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 図書館部門は、教育・研究及び学習に必要な図書、雑誌その他の図書館資料を収集及び管理し、本学の教職員及び学生の利用に供するとともに、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

(部門長)

第3条 図書館部門に部門長を置き、群馬大学総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、図書館部門を掌理する。

3 部門長は、群馬大学図書館長と称することができる。

(図書館)

第4条 図書館部門に次の図書館を置く。

中央図書館

医学図書館

理工学図書館

(館 長)

第5条 図書館に館長を置く。

2 館長は、図書館の館務を掌理する。

3 中央図書館長は、部門長をもって充てる。

4 医学図書館長及び理工学図書館長の選考は、別に定める。

(利 用)

第6条 図書館の利用については、別に定める。

(雑 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。